

甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成25年9月10日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	三浦進吾君	副委員長	小澤重則君
	山本今朝雄君		長谷部集君
	池神哲子君		保坂芳子君
	樋泉明広君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（9名）

藤原正夫君	八代静枝君
藤田悟君	清水正二君
斉藤芳夫君	米山昇君
有泉庸一郎君	内藤久歳君
名取國士君	

説明のため出席した者の職氏名

総務部長	長田修君	市民部長	土肥冷子君
生活環境部長	花形保彦君	福祉健康部長	笹本嘉朝君
人事課長	生山勝君	保険課長	安藤佳俊君
環境課長	長田治君	福祉課長	内藤光二君
子育て支援課長	三井敏夫君	長寿推進課長	三澤宏君
健康増進課長	小宮山謙二君	給与係長	望月新路君
生活環境係長	鷹野久君	児童係長	小宮山正美君

保 育 係 長 長 田 裕 二 君 介 護 保 険 係 長 保 坂 江 里 君
介 護 予 防 推 進
係 長 向 山 治 子 君

職務のために出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 中 村 宗 和 書 記 小 澤 明
書 記 石 原 大 助 書 記 松 井 恵 美

審査内容

- 1 議案第47号 甲斐市子ども・子育て会議条例の制定の件
- 2 議案第49号 平成25年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）
- 3 議案第50号 平成25年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 4 議案第51号 平成25年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 5 議案第52号 平成25年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第53号 平成25年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第1号）
- 7 請願第25-1号 浜岡原子力発電所の廃炉を求める請願書

開会 午前 9時27分

○委員長（三浦進吾君） ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（三浦進吾君） 本日の委員会は定例会初日に付託されました議案第47号 甲斐市子ども・子育て会議条例の制定の件外5議案及び請願第25-1号 浜岡原子力発電所の廃炉を求める請願書の審査を行います。

審査は初めに条例審査から行い、その後、一般会計補正予算、国民健康保険特別会計補正予算、後期高齢者医療特別会計補正予算、介護保険特別会計補正予算、介護サービス特別会計補正予算、最後に請願審査の順で行います。

それでは、これより付託されました各議案の審査を行います。

審査に当たっては、一問一答方式とし、会議規則第116条を遵守し、発言は全て簡明にするようお願い申し上げます。

また、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑はさきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までといたします。

なお、会派の割り当て人数については、創政甲斐クラブ2名、市民クラブ1名、颯新クラブ1名、公明党1名、日本共産党甲斐市議団1名となっております。

それでは、審査に入ります。

議案第47号 甲斐市子ども・子育て会議条例の制定の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

三井子育て支援課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） おはようございます。

それでは、子育て支援課からお願いいたしますのは、条例制定の件であります。

お手元の定例市議会議案13ページをお開きください。

それでは、議案第47号 甲斐市子ども・子育て会議条例の制定の件につきまして説明いたします。

この条例は、市が子ども・子育て関連3法による新制度に基づく施策や事業を実施していく上で、子育て当事者等の意見を反映していくため、市議会その他の合議制の機関、いわゆる地方版の子ども・子育て会議を設置すべく、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づきまして条例を制定いたすものであります。

14ページに提案理由がありますが、提案理由につきましては、法施行に伴いまして市の子ども・子育て会議に関しまして必要な事項を定める必要があるためであります。

甲斐市子ども・子育て会議条例は、第1条の設置から第7条までで構成されておりまして、委員は15人以内、任期3年といたしました。附則といたしまして、施行後、最初の委員の任期につきましては、年度途中の委嘱となりますことから、平成27年度末としたものであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

小澤副委員長。

○委員（小澤重則君） 第3条に委員の構成がありますが、具体的にはどのような団体を想定しているのか。また、選出区分の内訳の説明もお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） お答えいたします。

まず、関係団体から推薦を受けたものでございますが、ただいま予定しておりますのは、市の民生委員児童委員の協議会からお願いしたい。それから、社会福祉協議会等からお願いしたいと考えております。あと、子ども・子育て支援法の第7条1項に規定する事業に従事する者といいますと、市内の公立の保育園、それから私立の保育園、それから私立の幼稚園、それぞれその代表の方を予定してございます。あと、児童館の館長、それから、子供の支援団体、例えば乳児院等がございまして、その代表の方。

それから、見識を有する方につきましては、学校長等教育関係者を考えております。あと、子供の保護者ということで、子供を養育されている方を考えております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ちょっと用語の意味を確認したいんですが、子供というのは、二十歳以下ということですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） ここで言います子供につきましては、18歳以下の者ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 次、第2条の特定教育というのはどういうことですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長

○子育て支援課長（三井敏夫君） 第2条にございます特定教育保育施設につきましては、いわゆる幼稚園、それから保育園、それから認定こども園を指しております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 特定地域型保育事業、これもちょっと説明をお願いします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） これにつきましては、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、それから事業所内保育を指すものでございます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） この中に、保育園の中の認定されていない保育園も入りますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 現在、認定されていない保育園がございますけれども、それが特定地域型保育事業に移るということでご理解いただければよろしいかと思えます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 3番目の甲斐市子ども・子育て支援事業計画、これは現在、甲斐市はどんなふうになっているのか教えてください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 新法の施行に伴いまして、今までありました次世代支援の行動計画にかわるものをご理解いただければよろしいんですが、その、次世代支援行動計画を、いま一步進めた形の支援計画というふうにお考えいただければよろしいかと思えます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 第3条の委員の構成、先ほど、小澤副委員長から質問がありましたけれども、その中の子供の保護者の部分なんですけれども、以前、将来協議会ですかね、あ のときにも保護者の方が入っていたんですけれども、やはり、保護者の代表という保護者会の会長さんが主に来ていらっしゃいまして、保護者会の会長さん、1年でどんどんかわって しまうものですから、ここで任期が3年だという話になっても、恐らく、保護者の代表と いうのは保護者会の会長さんで、またどんどんかわってしまう。

そうすると、なかなかここで話し合うということも、引き継ぎもまたうまくできないでし ょうから、保護者の方がずっとそこで一貫した意見を伝えていくというのは難しいところだ と思うんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 私どもも、その会議につきましては保護者会というものを 利用させていただきまして、代表になっていただいたんですが、おっしゃるとおり、意見の 集約、あるいは継続した委員の任期というのは難しゅうございまして、ただいま考えている ところは、子供の保護者につきましては公募をしたいと考えております。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） ことしの3月の定例議会で、一般質問で私のほうでさせていただい た認定こども園について、いろいろな課題があると思うけれどもということに対して、まだ 具体的な課題が見えてきていないというような答弁だったと思うんですけれども、そのほか で認定こども園、敷島の幼稚園が認定こども園になるという話がうわさでも出ていますけれ ども、そういうことを決めるのも、この会議の中で決めていくということによろしいのでし ょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） おっしゃるとおりでございます。この会議につきましては、公立以外にも私立の各保育園、あるいは認定こども園、幼稚園等の事業整備の計画も立てますので、全てこの計画の中に盛り込んでいきたいと考えております。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 第6条に、会議は委員の過半数で決するというふうに書いてあるわけなんですけれども、この会議の中で決定する事項という、先ほど言ったような認定こども園の関係であるとか、どのようなものがこの会議で決定されていくことを想定されているのかお伺いします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） お答えします。

基本的には初めての計画策定の時期でありますので、主な業務といたしますれば、この市町村の子ども・子育て支援事業計画の策定に関するものが主なものになるかと思えます。

その支援事業計画の中に、先ほど申しました各種施設のボリュームとか、あるいはソフトな面では放課後子どもクラブ等の実施の仕方等が入ってくるかと思われます。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） その決定事項で、今ご答弁いただいたような内容もそうですし、先ほど言っていた認定こども園の関係もそうなんですけれども、ここの委員の過半数で決した場合、その決定事項というのは市長への答申という形になるのか、あるいは文字どおり、ここで決定したことは市の決定につながっていくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） お答えします。

その件につきましては、第2条、会議は市長の諮問に応じ、次に掲げる事業に関し調査、審議し及び答申し、または意見を述べるができるということですので、最終決定は市長のほうでさせていただくと。ただ、ここで諮問をして答申いただいたものについては、かなり重いものと考えておりますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 第3条の15人の構成でありますけれども、それぞれの団体、あるいは公立・私立の保育園・幼稚園、それからあと児童館長とか学校の関係、それから保護者、大体どのぐらいの比率で構成をするのか。15人のうちの構成の中身ですが、例えば、民生委員児童委員については、また社協については何人とか、何パーセントとかいうのはわかりますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 実はまだ、この子ども・子育て会議の条例の議決をいただいておりますので、私どもが持っている案だけで申しわけないんですが、重く置きたいのは、先ほど説明いたしましたとおり事業計画の策定でございますので、各私立の保育園、それから幼稚園の代表の方、園長さんになろうかと思っておりますけれども、その代表の方を各2名ずつぐらい入れたいなと考えておまして、あとは各種団体は1名ずつを考えております。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この会議の条例ですけれども、その根拠に77条第1項ということが規定されているようでありますが、この子ども・子育て支援法の77条第1項という、その規定の中身ですね。どんなふうな規定になっているのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 77条の意義といたしましては、この、地方版の子ども・子育て会議につきましても設置義務はございませんで、目標というような格好になってございます。

ただ、この支援計画等を策定するに当たっては、保育並びに教育両分野の関係者、それから子育て当事者等の参画を得た会議を条例で設置しなさいということで、地方版の子ども・子育て会議についての設置については努力目標なんです、この策定をするには、別の会議でも構わないから、条例で設置しなさいというのが77条の真意でございます。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この条例の制定については、6月、もっと前には制定されているかもしれませんが、山梨県内の各市町村の設置状況というのわかりますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） それでは、県内の市につきましての設置状況をご報告いたします。

6月議会で設置されましたところが、甲府市、それから韮崎市、北杜市、上野原市でございます。この9月議会で設置を予定いたしまして、本市を含めまして4市ございまして、富士吉田市、山梨市、南アルプス市ということで、12月においては3市、甲州市、大月市、都留市。それから、3月で予定していますのが笛吹市ございまして、中央市に関しては、まだ未定ということでございます。

この中で、先ほど申しました次世代育成支援会議をそれぞれ持ってございまして、これを条例を一部変更して使ってやるということがございまして、それが3市ありまして、先ほど9月制定の山梨市、12月制定の甲州市、それから未定となっています中央市、これにつきましては、次世代行動計画の策定の委員さんの条例を一部改正して充てたいというふうに聞いております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 私が憂えてるのは、この甲斐市の子ども・子育て会議が、国の子ども・子育て支援法に基づいて、そのままストレートにそれを実施するというのではなくて、やはり、甲斐市は甲斐市らしい子育て支援の会議にしてもらいたいし、やはり、保育の水準を下げたり、幼稚園の水準を下げたり、規制緩和をしたりということがあっちこちで問題になっています。川崎市なんかの問題も、ちょっと横浜ですか、問題になっていますけれども、やはり、子ども・子育て支援法等の新規導入によって、この、今言った水準を下げるような、そういった保育の、また幼稚園の、またこども園の、そういう基準を下げるようなことにならないような、そういう会議にしてもらいたいなど。やはり、現場の人たちの声を大いに取り上げてやってもらいたいと。要望です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今のにも関係するんですけども、公立の保育園等は定期的に会合をしていますよね。定例会みたいなもの。だけど、私立の保育園と幼稚園というのは、そういったものがないようにも聞いているんですね。その中で、代表が、私立なんかの場合来ますよね。そうすると、意見の集約というのではなくて、その方たちの意見となるような気がす

るんですが、その辺どんなふうに考えていますでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） まず、公立保育園は、おっしゃるとおり園長会議を毎月開いて、意見の集約を図っております。それで、私立を含めました甲斐市内の保育園につきましては、実は、この間の土曜日なんですが研修会を開きまして、敷島の総合文化会館で300名ほどの保育士さんが集まって、実はアレルギー対策に対する講演を受けて、意見の集約、あるいはスキルアップを図ったところですので、そこそこの組織づくりはできていると感じております。

ただ、なかなか保育園につきましても、年に一度か二度、園長会議等々を開いて、県からの伝達、あるいはご意見を伺うようなことはあるんですが、今までは割合おっしゃるとおり希薄だったのかなと感じております。ただ、この子ども・子育て関連3法の施行に伴って、非常に目まぐるしい変革の時を迎えておりますので、私立の保育園の経営する方々から、ぜひまとまった会議を開いてもらいたいということで、今後も年1回、2回といわず、何回か開いて意見の集約、あるいは情報の収集に当たりたいと考えております。

この幼稚園でございますが、幼稚園につきましては、実は国の所管も違いまして、所管は教育委員会ということになってございます。ですから、非常に子ども、幼稚園の分野に入るのが入りづらいところもありましたが、先ほど申しました新法の施行に伴いまして、今、一番問題になっているのが幼稚園の定員割れでございます。ですから、幼稚園のほうが、保育園の経営される方々よりも非常に危機感を持ってございます。ですから、市のほうにも支援、あるいは情報の周知をとという声が強うございまして、何回か代表の方が私どものところへお見えになったりしてございます。

ですから、幼稚園につきましては、もう私立幼稚園の会議がございまして、そこへ投げて、それから幼稚園の要望を聞いて、情報の収集を図っていきたいと考えております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 条例の子ども・子育て支援法の中の今回の地域子ども・子育て支援事業の、どういう中身で会議を、これで書いてあります支援事業計画ですね、立てると。また、総合的かつ計画的な推進、この子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的というふうなことが書いてありますけれども、法的にはどんなふうな定めが出ているのか、およそのところ

は。書いてありますか。教えてください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 甲斐市子ども・子育て支援事業計画の策定についてということで、まず、必須事項がございまして、中に盛り込まなければならない事項がございまして、それにつきましては、区域の設定。甲斐市の計画ですから、甲斐市内を区域に設定したいと考えておりますが、区域の設定。

それから、幼児期の学校教育、保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み。これは、6月の補正でお願いいたしましたニーズアンケート、アンケート調査を実施いたしますので、これを見ながら需要量の見込みを図っていきたく。

それから、幼児期の学校教育、保育、地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期ということで、これがハードな面で保育園、幼稚園、認定こども園等の整備の計画の策定でございまして。

それから、幼児期の学校教育、保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策というのが、これが子供の健診等々を含めましたソフトな事業でございまして。その事業の施策の方向を定めるものでございまして。

これが、事業計画の必須事項でございまして、このほかに甲斐市独自のものを盛り込んで、甲斐市の幼児期の、特に就学前の子供さんの保育、教育の方法、それと小学校の児童の地域の子供さんの支援の仕方等々を策定していきたくと考えております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにありますか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 今回初めて、この子ども・子育て会議条例というのが出てきて、今までいろんな説明があったので大体はわかったんですけども、その提案理由が支援法の施行に伴いということで、子ども・子育て会議という初めての名称で、今までにはなかったわけですね。

結局、子供にスポットを当てて、やらなければならなくなったというところに、やはり、子供が少し少なくなったと。幼稚園とか保育園に入る子供たちも、需要に満たなくなっているという理由も一つあるのかなというふうに思ったりするんですけども、これによって、余り規制されては、またかえって困るななんていうこともあるんですけども、法的にはかなりいろいろと整備されていくということで、何かこう新しい動きがよく見えてこない

んですけれども、今までのやり方と違って、何かこうあっちに分けたり、こっちに分けたりすることで、かえって規制が出てくるのかなという、そういう心配もなきにしもあらずですけれども、そのあたりは大丈夫なんですね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 私どもが理解しているのは、この子ども・子育ての関連の3法の施行に伴って、子供さんを保育、あるいは教育することが、その親御さん、保護者の方に自由な選択の余地が出てきたと考えております。

特に、保育園につきましては、認定こども園という制度ができて、保育も教育も受けられるということで、非常に自由な選択肢ができるのかなと。あと、たまたま、まだ国のほうから運営費等々の細かい基準が出ておりませんので、それがどのようにご負担をいただいて、どのように事業者の方に渡るとかということが、まだ明確に示されておられませんから、その辺の経済的な状況については何とも言えないところがございますが、その選択をする余地については、幅が広がるのかなと。

それから、地域の子ども・子育て事業、全13事業あるんですが、その事業につきましても、非常に幅広くできていくのかなと。極端な話を言いますと、今、甲斐市では小学校3年生までしか放課後児童クラブを対象にしておりませんが、これが6年生までの対象になると聞いております。という意味で、手厚い手当ができていくのかなと考えております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 先ほど、子供、18歳からという話でしたけれども、中学生ですね。中学生に対してのものも考えられるということですよ。何か考えはありますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） お答えします。

今、申しあげました18歳までの子供ということで対象にはなっているんですが、今回、メニューとしまして挙がっている全13事業につきましては、放課後児童子どもクラブ等々を踏まえても、中学生以上に対象になるような事業、サービスメニューは出ておりません。

ただ、この子ども・子育て支援事業計画の中には、ある程度それ以上の子供さんについても、うたっていかなければならないのかなというふうには考えております。

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 先ほどからご答弁を聞いていますと、今回の会議で当面はここにありますが甲斐市子ども・子育て支援事業計画について諮問をするということで答申を受けるようですが、いつ頃まで、諮問はすぐすると思いますが、どのくらいの期間をかけて答申を受けて、また、計画を立案する予定なのか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） お答えします。

この計画の策定につきましては、27年度からの実施になりますので、26年度中の計画策定を考えております。

ですから、この条例のご議決をいただきましたら、すぐに公募委員の公募をかけまして、第1回の会議を策定して、ニーズ調査等を行って、まず年内には1回目をすぐ開きたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） そういう形で26年度までに答申を受けて策定をしていくということですが、この会議等はその間に何回か開かれると思いますが、傍聴ができるのかどうか。また、できるとすれば、市民への周知ですね。いつ、このような形で開くというような、そうした周知はどのようにして図るご予定なのか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 一般質問の通告をいただいておりますけれども、その内容にもありますが、甲斐市の審議会等の会議の公開に関する指針にのっとりまして、原則会議は公開といたします。周知につきましては、広報、あるいはホームページ等で周知をして、今までの公開された会議と同様に諮っていきたいと考えております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第47号 甲斐市子ども・子育て会議条例の制定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号 甲斐市子ども・子育て会議条例の制定の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時02分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、分割付託されました議案第49号 平成25年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りいたします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） それでは、そのようにさせていただきます。

なお、委員の発言は一問一答方式で簡明をお願いいたします。

最初に、人件費の補正内容について、当局の説明を求めます。

生山人事課長。

○人事課長（生山 勝君） 大変お疲れさまです。人事課の生山です。よろしくお願いたします。

初めに、こちらの定例審議会資料、こちらの6ページをお願いいたします。

人件費の補正につきましては、初めに正職員、嘱託臨時職員の全体の概要につきまして説明させていただき、その後、本日も審議をいただく厚生環境常任委員会所管の科目についてご説明させていただきます。

まず、6ページの上段の正職員につきましてご説明いたします。このたびの正職員の9月の補正予算のポイントは2つございます。1つは、本年4月1日の定例人事異動に伴いまして、当初予算作成時と正職員の構成が変わったため、各科目間の予算の組み替えを行う必要があります。

2つ目は、去る6月議会でご議決をいただきました特別職及び職員の給与を減額する臨時特例条例に基づきまして、本年7月から来年3月までの9カ月間の給与削減を反映させるものであります。左の欄に職員数がございます。当初予算の策定時の全会計の職員数の合計は455人でありましたが、その後、本年3月末に自己都合退職者が6人生じたことから、当初予算の策定時の人数455人から自己都合6人の退職者を減じました449人が、現在市長を初め三役と一般職の全職員数であります。

2節の給料の補正額につきましては、職員数が先ほど申しました当初予算より6人減ったこと。また、本年7月から来年3月までの9カ月間の給料の減額分、特別職につきましては9%、職員につきましては平均4.3%の減額であります。などによります決算見込みを踏まえて、全職員で8,641万3,000円の減額となります。

3節の職員手当等につきましても、給料と同様に職員数が6人減ったこと。また、7月から、管理職手当の減額分などによります決算見込みを踏まえまして、2,125万4,000円の減額となります。

4節の共済費につきましても、給料と同様に職員数が6人減ったこと。また、7月からの給与減額分に伴いまして、共済組合費の減額などによる決算見込みを踏まえまして、2,049万7,000円の減額となります。

28節の繰出金につきましては、補正はございません。

そういたしますと、全9会計の全職員の補正額は総額1億2,816万4,000円の減額補正をお願いするところであります。そのうち、7月から3月までの9カ月間の給与削減額は、約6,800万円を占めております。

続きまして、下段の嘱託臨時職員をごらんいただきたいと思います。嘱託職員数の全会計の合計人数は、当初予算の28人より1人減った27人でありまして、これにつきましては、文化

財調査員を、当初は嘱託職員を考えておりましたが、臨時職員に切りかえたためであります。

また、臨時職員の数は、当初予算の260人より19人ふえまして279人となります。これは、保育園関係で11人の増員、また、職員の産休、育児休業代替等で8人の増員を見込んでおります。

1節の報酬は、嘱託職員1人の減に伴いまして276万円の減額となります。

4節の共済費は、臨時職員19人の増と嘱託職員1人の減によりまして132万4,000円の増額、また、7節の賃金につきましても、臨時職員19人の増によりまして1,969万円の増額となります。

そういたしますと、全会計の合計では、先ほど申しました嘱託職員1人の減と臨時職員19人の増を相殺しまして、決算見込みを踏まえた結果、1,825万4,000円の増額補正をお願いするところであります。

全体の概要につきましては以上でございます。

続きまして、こちらの9月の補正予算説明書をお願いいたします。

厚生環境常任委員会の所管の科目につきまして、正職員及び嘱託臨時職員の補正予算の内容につきましてご説明させていただきます。

最初に、14ページ、15ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。001の社会福祉関係職員の職員数は25人でありまして、当初予算と変動はなく、4月の人事異動及び7月からの給与削減などを踏まえた決算見込みに基づきまして、2節給料、3節職員手当等は期末勤勉手当、扶養手当などを、また、4節の共済費のいずれも減額するものであります。

続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。001の児童福祉関係職員費の職員数は、当初予算の9人より3人多い12人を計上しております。3人増員した人件費と、また4月の人事異動及び7月からの給与削減などを踏まえた決算見込みに基づきまして、2節の給料、3節の職員手当等は期末勤勉手当などを、また、4節の共済費のいずれも増額をするものであります。

16、17ページをお願いいたします。

続きまして、2項児童福祉費、4目保育所費でございます。001保育園関係職員費の職員数は、当初予算の56人より2人少ない54人を計上しております。002保育園関係嘱託臨時職員費の臨時職員数は、当初予算の68人より11人多い79人を計上しております。保育園関係職員費と保育園関係の嘱託臨時職員費を合算いたしまして、4月の人事異動及び7月からの給

与削減などを踏まえた決算見込みに基づきまして、2節給料、3節職員手当等は期末勤勉手当などを、また、4節共済費のいずれも減額するものであります。

7節賃金につきましては、臨時職員が11人多くなったことにより増額となります。

続きまして、5目児童館費であります。001児童館関係職員費の職員数は7人で、当初予算と変動はなく、4月の人事異動及び7月からの給与削減などを踏まえた決算見込みに基づきまして、2節の給料、3節職員手当等は期末勤勉手当、通勤手当などを、また4節の共済費のいずれも減額をするものであります。

続きまして、4項国民年金費、1目国民年金費であります。001の国民年金関係職員費の職員数は1人で、当初予算とは変動なく、4月の人事異動及び7月からの給与削減などを踏まえました決算見込みに基づきまして、2節給料、3節職員手当等は期末勤勉手当などを、また4節の共済費のいずれも減額をするものであります。

18、19ページをお願いいたします。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。001保健衛生関係職員費の職員数は17人で、当初予算と変動はなく、4月の人事異動及び7月からの給与削減などを踏まえた決算見込みに基づきまして、2節給料、3節職員手当等は期末勤勉手当、住居手当などを、また、4節の共済費のいずれも減額をするものであります。

続きまして、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費でございます。001環境衛生関係職員費の職員数は、当初予算の10人より2人多い12人を計上しております。2人増員した人件費と、また4月の人事異動及び7月からの給与削減などを踏まえた決算見込みに基づきまして、2節給料は減額し、3節職員手当等は住居手当、扶養手当などを増額し、4節共済費につきましても増額をするものであります。

44、45ページをお願いいたします。

今までは一般会計でありました。これからは特別会計になります。

まず、国民健康保険特別会計でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。001総務管理関係職員費の職員数は9人で、当初予算と変動はなく、4月の人事異動及び7月からの給与削減などを踏まえた決算見込みに基づきまして、2節給料、3節職員手当等は期末勤勉手当などを、また、4節の共済費のいずれも減額をするものであります。

58、59ページをお願いいたします。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管

理費であります。001総務管理関係職員の職員数は4人で、当初予算とは変動なく、4月の人事異動及び7月からの給与削減などを踏まえた決算見込みに基づきまして、2節給料、3節職員手当等は期末勤勉手当などを、また、4節の共済費のいずれも増額をするものでございます。

74、75ページをお願いいたします。

次に、介護保険特別会計でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費であります。001総務管理関係職員の職員数は5人で、当初予算とは変動はなく、4月の人事異動及び7月からの給与削減などを踏まえた決算見込みに基づきまして、2節給料、3節職員手当等は期末勤勉手当などを、また、4節共済費のいずれも減額するものであります。

次に、4項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費であります。001介護認定審査会関係職員費の職員数は2人で、当初予算とは変動はなく、7月からの給与削減などを踏まえた決算見込みに基づきまして、2節給料及び4節共済費のそれぞれを減額をするものであります。

次に、3款地域支援事業費、2項包括的支援等事業費、1目包括的支援等事業費であります。004包括的支援事業嘱託臨時職員費の臨時職員数は、当初予算の2人より1人多い3人を計上しております。006任意事業関係職員費の職員数は1人でありまして、当初予算とは変動はございません。004包括的支援事業嘱託臨時職員費と006任意事業関係職員費を合算いたしまして、7月からの給与削減などを踏まえた決算見込みに基づきまして、2節給料、3節職員手当等は期末勤勉手当などを、また、4節の共済費のいずれも増額をするものであります。7節賃金も、臨時職員が1人ふえたことに伴いまして増額となります。

90、91ページをお願いいたします。

次に、介護サービス特別会計でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費であります。001総務管理関係職員費の職員数は1人で、当初予算とは変動なく、7月からの給与削減などを踏まえた決算見込みに基づきまして、2節給料及び4節共済費のいずれも減額をするものであります。

厚生環境常任委員会が所管をいたします人件費の補正に関する説明は以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 15ページの児童福祉関係職員のプラス3というのは、どこの部分で3プラスでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 児童福祉費の総務費でございますが、当初予算9人より3人多い12人ということで、3人ふえた理由でございますが、やはり現在、子育て支援課、保育園関係の建てかえ等を行っております、やはり事務量がふえたということの中で、子育て支援課に3人増員をしたところであります。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 今まで説明された特別会計はともかく、一般会計のほうの民生費、それから民生衛生環境関係の減額をした職員の合計と、減額をされた給与の減額、どのぐらいになっているかわかりますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 厚生環境が所管する各科目ごとの合計をとってございませんで、申しわけございませんで、各科目ごとについてはとってございます。そのような説明でよろしいでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） はい、いいです。

○人事課長（生山 勝君） まず、社会福祉関係の関係でございますが、14、15ページになります。こちらのほうにつきましては、給与削減につきましては25人が対象となります。そのうち、給与削減に関する金額が、給料が311万2,000円等ということで、細かくなってしまうかもしれませんが、後で一覧にしてお渡ししたほうがよろしいでしょうか。

もし、後で一覧にしてお渡ししたほうがということであれば、そっちのほうで。よろしくお願ひします。

○委員長（三浦進吾君） そうということで、よろしくお願ひします。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 17ページの保育所費ですか、これは臨時が11人ということなんですが、この理由というのは、どんなことで11人増員になったのか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 臨時職員が当初予算より11人ふえて79人という形でございますが、まず、園児数が平成24年度の園児数は843人でありましたが、平成25年度の園児数が901人ということで、58人ふえました。その58人ふえたことに対応するために、臨時保育士を9人増員したということと、あと2人につきましては、保育園関係の給食の調理の形態、今までシルバー人材センターに給食調理を委託しておりましたが、シルバー人材センターのほうから、どうしてもシルバー人材センターから行く職員の方が高齢ということの中で、ちょっと業務が厳しいという形が出されました。そういうことがありましたので、委託方式でなくて、臨時職員2名を雇って給食調理員を行うという、形態の見直しを行ったために2人ふえたと。合計臨時保育者が9人と調理員が2人ということで合計11人の増員ということになりました。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 園児がふえたということですね。基本的にはね。それで、ふえたということで、あと、運営上にはどれだけ問題がなく順調にやっているのかどうか、その辺は職が違うからあれですけども、その辺はどうですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 担当課の子育て支援課のほうからも、別段そのような、臨時職員がふえて、また、臨時職員が対応していることに対しての問題等は聞いておりません。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで人件費の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員入れかえを行います。

35分まで休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時34分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費の福祉関係について当局の説明を求めます。

内藤福祉課長。

○福祉課長（内藤光二君） お疲れさまです。福祉課の内藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、福祉課から9月補正予算についてご説明いたします。

補正予算説明書14、15ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきまして、補正前の額6億6,553万4,000円に1,511万円の減額補正をお願いするものでございます。

内容は、001社会福祉関係職員費につきまして、4月の人事異動及び7月からの給与削減に伴い、福祉健康部関係職員25人分の人件費1,511万円の減額補正をするものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

次に、長寿推進課関係について当局の説明を求めます。

三澤長寿推進課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） お疲れさまです。

それでは、長寿推進課から平成25年度一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

補正予算説明書の8ページ、9ページをごらんください。

まず、歳入のほうですけれども、18款繰入金、2項特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金1,187万5,000円及びその下段の10目介護サービス特別会計繰入金135万5,000円の増額補正につきましては、平成24年度のそれぞれの特別会計への市からの繰入金を精算するものであります。

詳細につきましては、介護保険特別会計補正、介護サービス特別会計補正の際に、それぞれご説明させていただきます。

続きまして、補正予算説明書の14ページ、15ページをお開きください。

第3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、介護保険特別会計繰出金335万9,000円の減額につきましては、介護保険特別会計の職員人件費の減額等によるものであります。

詳細につきましては、介護保険特別会計補正の際にご説明させていただきます。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第3款民生費、第1項社会福祉費の福祉関係長寿推進課関係の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第3款民生費、第2項児童福祉費について当局の説明を求めます。

三井子育て支援課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 引き続きご苦労さまでございます。

それでは、子育て支援課の所管いたします補正予算につきまして説明いたします。

議案19ページ、補正予算説明書14ページから17ページとなります。

第3款民生費、2項児童福祉費であります。補正予算6,843万8,000円の増額をお願いするものです。

まず、1目児童福祉総務費でございますが、7,776万4,000円の増額をお願いするものでございます。

15ページの説明欄をごらんください。

001児童福祉関係職員費1,866万4,000円につきましては、常任委員会冒頭に人事課長が説明いたしました子育て支援課12人分の人件費に係る人事異動及び給与削減に伴うものであります。

次に、010児童福祉諸費であります。これは、竜王東保育園来園者等駐車場用地の購入経費1,052万6,000円、竜王北保育園外構設計業務委託、竜王西保育園外構設計業務委託経費、それぞれ290万円、敷島保育園・敷島子育てひろば建築に係る経費4,277万4,000円の合計5,910万円をお願いするものです。竜王東保育園来園者等駐車場用地の購入経費は、保育園隣接地の地権者から、公有地拡大の推進に関する法律、いわゆる公拡法第5条に基づきまして、買い取り希望の申し出が提出され、隣接地でもあり、来園者や職員駐車場等として有効活用を図るべく購入いたすものであります。363平米で平米単価2万8,900円を予定しております。場所は、事前にお配りいたしました購入予定図の斜線の部分であります。

敷島保育園・敷島子育てひろば建築に係る経費につきましては、一部家具、厨房設備、遊戯室舞台装置、カーテン等、それから屋外プールなど、建築工事とかかわり合いのあります大型備品4,231万5,000円と、給水工事で検査手数料・加入金の45万9,000円であります。

16、17ページをお願いいたします。

2目児童措置費1万3,000円の増額は、平成24年度の子ども手当支給実績に基づき、国庫支出金に返納金1万3,000円が生じたものであります。

3目母子福祉費であります。001ひとり親福祉事業で204万6,000円の増額をお願いいたします。これは、母子家庭高等技能訓練促進費で、看護師等の資格取得希望者への支援といたしまして5人を予定しておりましたが、現在6人が受給しており、さらに10月に支給対象者の転入が見込まれるため補正をお願いするものであります。

財源内訳につきましては、国庫支出金の母子家庭等対策総合支援事業補助金33万4,000円と、県支出金の安心こども基金事業費補助金119万9,000円の合わせて153万3,000円を充てております。

4目保育所費、5目児童館費につきましては、人件費に係る人事異動及び給与削減に伴うものであります。

以上、5目7事業に係る補正でございますが、ご審議のほどをよろしく申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 17ページのひとり親福祉事業の中の看護師免許の取得の補助の件なんですけれども、以前にも委員会で質問したと思うんですけれども、実際、この制度を利用して看護師になった方が、現在看護師として働いていないというような話を伺いまして、これだけの金額を出して看護師になるという、実際、社会情勢を見ても、看護師が非常に不足しているということもありますので、税金を使った補助金で看護師になった方に、取得した後、必ず看護師として働いていくというような、そういう縛りがあったほうがいいんじゃないかという質問を以前したことがあるんですけれども、その辺は今、どうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 補助金の目的といたしますれば、看護師あるいは准看護師等々の取得をしていただいて、その職についていただいて、経済的状況を緩和していただくということでお願いするわけでございますが、就学の資格につきましては取得をしていただいておって、その何らかの事情で看護師、准看護師を生かした職におつきになっていない場合が多々見られるということでございます。

縛りににつきましては、補助金の性格上、それに必ずつかなければならないということは非

常に難しゅうございまして、その縛りについては難しいと考えております。ただ、今回、受給を継続、あるいは予定をしております方々につきましては、准看護師あるいは柔道整体師の免許を取得されるということで、特に柔道整体師なんかは、それを取られたら、その職におつきになると考えておりますので、その辺のところでご理解いただきたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 補助金の性質上、そういう内容は理解はするところなんですけれども、実際に医療福祉分野の職業というのは、非常に肉体的にも精神的にも厳しい職業ということは間違いなくて、軽い気持ちで介護士や看護師になってしまっても、実際働いてみたら、ちょっとえら過ぎて私にはできないと言ってやめちゃう人が多かったりとかというのも事実だと思うんです。そういうことを、なるべくなくすためにも、こういう補助金を利用する方がいたら、実際になったときには大変だよということを、事前になる説明をするということも一つの方法かなというふうに思いますので、その辺また検討していただければと思います。要望で結構です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 15ページの先ほど児童福祉諸費の敷島保育園と子育てセンターですか、その、さっきの話の中で、カーテンとか家具とかという話なので、かなり仕上がり早いということですか。一般財源から、これだけのお金を出して、ここをもうやるということは、急いでやっているということなんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） ご案内のとおり、敷島保育園・敷島子育てひろばにつきましては、主体工事につきまして仮契約が終わりまして、議決をいただいた後着工となるわけですが、ここでお願いいたしましたのは、建築工事にかかわる、非常に建築工事と同時進行していかなければ備品の補正をお願いしたものでありまして、カーテンとレール等の設置もございまして、早目に業者を決めて設置のほうをしていきたいと考えております。そういったことで、カーテン類、あるいは据えつけといいますか、家具類につきましては、意匠等もございまして、早目の備品購入のお願いをしたところであります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

名取議員。

○議員（名取國土君） 15ページで先ほど説明された駐車場の平米数で聞いたんだけど、坪数にしてどのくらいですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 坪数で申し上げますと、約109坪でございます。

○委員長（三浦進吾君） 名取議員。

○議員（名取國土君） 駐車場として、普通車で何台くらいとまれるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 新規購入いたしますところには、約15台の駐車を見込んでいるところでございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 児童措置費の中で、児童手当と子ども手当の1万3,000円の国庫返納金が生じたという説明でしたが、具体的に中身をちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

小宮山児童係長。

○児童係長（小宮山正美君） ご苦労さまでございます。

児童手当の1万3,000円の返納金でございますけれども、これは公務員家庭になった世帯の1万3,000円でございます。どうしても公務員に職種がかわると、申請をしなければならないということになりますので、その申請が1カ月ちょっとずれてしまったということで、当初見込んでいたものから1万3,000円多くこちらのほうに入ってきたものを、返さなければならないということが生じました。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第3款民生費、第2項児童福祉費の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時52分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第4項国民年金費及び第4款衛生費、第1項保健衛生費の保険課関係について当局の説明を求めます。

安藤保険課長。

○保険課長（安藤佳俊君） では、保険課関係についてご説明いたします。

補正予算説明書14ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、002老人保健事業3万7,000円の増額につきましては、老人保険制度の過去の医療費に係る精算分を国や県、あるいは支払基金に償還するものであります。

次に、16ページをお願いいたします。

4項国民年金費、1目国民年金費の補正につきましては、職員の配置異動、給与削減などに係る減額であります。

2節給料181万6,000円の減額、3節職員手当等111万1,000円の減額、4節共済費57万1,000円の減額であります。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費の健康増進課関係について当局の説明を求めます。

小宮山健康増進課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） 大変ご苦労さまです。

健康増進課から、9月補正について説明いたします。

補正予算説明書18ページ、19ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、先ほど人事課長から説明したとおり、4月1日付の人事異動に伴う給与の減額でありまして、557万9,000円の減額補正であります。よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第3款民生費、第1項社会福祉費の保険課関係及び第3款民生費、第4項国民年金費と第4款衛生費、第1項保健衛生費の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時56分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、環境課関係に入りますが、その前に前回の本委員会での当局の答弁に訂正がありま

すので、担当より説明を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 環境課、長田です。よろしくお願ひいたします。

貴重なお時間をおかりいたしまして恐縮ですが、訂正等をご説明させていただきます。

8月26日厚生環境常任委員会の私有施設の屋根太陽による太陽光発電普及事業の社会実験についての質疑の際、協定の予定先、山梨県クリーンエネルギー推進機構株式会社についてご質問をいただき、お答えした内容を訂正させていただきたいと存じます。

お答えした内容は、母体が一般社団法人山梨県管理協会で、市内の赤坂台にもある株式会社山梨県環境科学検査センター等5社でつくっている株式会社の形態をとっている会社と申し上げましたが、正しくは、母体が一般社団法人山梨県管理協会で、この協会の関係会社、現在11社の出資による株式会社と訂正させていただきたいと存じます。

訂正を要する説明をいたしましたことにつきましては、申しわけございませんでした。おわびを申し上げます。

以上です。よろしくお願ひします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

説明のとおり訂正することにいたします。

それでは、引き続き審査を進めます。

第4款衛生費、第2項環境衛生費及び第3項清掃費の環境課関係について当局の説明を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） それでは、改めまして環境課から補正予算の説明をさせていただきます。

補正予算説明書の18、19ページをお開きください。

4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費について433万5,000円の増額補正をお願ひするものです。このうち、環境課関係は説明欄にありますとおり、001環境衛生関係職員費につきまして166万8,000円の増額です。内容につきましては、人事課長がご説明したとおりであります。

なお、016簡易水道事業特別会計繰出金は、特別会計の補正もあわせて上水道課の所管になりますので、建設経済常任委員会でご説明をいたします。

続いて、3項清掃費、1目清掃費につきまして540万2,000円の増額補正をお願ひするもの

です。このうち、環境課関係の補正は001一般管理事業と002ごみ収集運搬事業について682万4,000円の増額をお願いするものです。008地域し尿処理施設特別会計繰出金の減額は、特別会計の補正もあわせて下水道課の所管になりますので、建設経済常任委員会でご説明をいたします。

001一般管理事業の11万5,000円の増額内容であります。7月1日に資源ごみ持ち去り禁止の規定を施行いたしましたことに伴い、持ち去り禁止の看板を作成し、順次掲示していくことで作業を進めております。現在の看板は、ごみ収集小屋の側面等に掲示するものでありますが、ごみ収集小屋の形状、状況によりましては、くいがつきました打ち込み式の看板が必要な場所がございます。この打ち込み式の看板50枚ほどの購入費として11万5,000円の補正をお願いするものでございます。

次に、002ごみ収集運搬事業の670万9,000円の増額であります。全て指定ごみ収集袋の購入に係る増額であります。近年におきます指定ごみ収集袋の市民の方の購入枚数につきましては、年間おおむね430万枚から440万枚の利用があります。当初予算編成に当たりまして、約450万枚に昨年度の入札状況を勘案し、1枚6円ほどの単価で予算を計上いたしました。ご承知のとおり、春先から円安傾向となりまして、基本的に指定ごみ収集袋につきましては海外からの輸入となっているため、入札結果が今年度に入り高くなりました。昨年度に比べ1枚当たりおおむね2円50銭前後高くなっているとともに、販売枚数も460万枚ほどとなる見込みもありますので、歳出予算の所要の増額をお願いするものでございます。

その他財源の内訳欄に41万4,000円がありますが、こちらの関係で補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。

販売枚数もふえる見込みですので、歳入についても相応する増額として約16万枚分ぐらい41万4,000円を増額計上いたしました。

以上、環境課関係の補正予算のご説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 予定が大体450万枚だったのに、460万枚になるということですよ。じゃ、あれですか、ごみの減量じゃなくて、ふえているというふうにとっていいんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） ごみの総量につきましては、先月のバイオマス資源化センターの資料等にも総量の数値をご説明いたしまして、若干減っております。ただ、ごみ袋の販売枚数としては、今年度になりまして伸びているような状況がございますので、枚数は増になるというふうな見込みでございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それは、理由としてはどういうふうに考えているのですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 市役所から、商工会また農協等のほうに卸しということで委託をしておりますが、そちらの委託先の販売促進等の関係ではないかと思っております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 使ってはいないけれども、いろんなところでストックしてあるのが多いんじゃないかというふうに考えていいですか。いいんですけどね、別に。ちょっと聞きたかったので聞いたんですけども。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 今申し上げましたとおり、ごみの排出量は年度ごとに漸次減っているという状況でありまして、繰り返しになりますが、ごみ袋の枚数は販売枚数がふえているということで、また繰り返しになって恐縮です。

よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

藤田議員。

○議員（藤田 悟君） ごみ袋の形状は変わったんでしょうか、もしくはそのままなんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長

○環境課長（長田 治君） 一般質問等でご質問等もいただきまして、レジ袋形式等の様式も今検討しております。それで、見積もり等をとった経過の中で、やはり円安傾向ということで、見積もりの金額が高い状況でありまして、様式の変更につきましては、その内容もちょっと確認をしながら検討を進めております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 先ほどのごみ収集場所の持ち去り看板の設置ということで11万5,000円つくったんですけれども、これを設置するのはごみの収集場所という説明があったんですけれども、ごみ収集場所は燃えるごみだけだと思うんですよね、どこの自治会も。資源ごみで集めるところは場所をかえて集めているので、そこに資源ごみの持ち去りの看板をつけても、そこに持っていかないの、余り意味がないことだと思うんで、各自治会で集めるところに設置をするということのほうが必要じゃないかと思うんですけれども、その辺はどう考えていますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） ごみの収集場所につきましては、箇所数も多いので、順次看板設置等を進めているということは先ほど申し上げました。特に持ち去りの対象となるものが、金属類の粗大ごみの不燃が対象となるようです。そちらの収集場所について、情報等をもとに設置を進めているというのが現状でございます。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今の質問は、さっきの説明で、一般ごみの収集場所、みんなごみを保管している場所がありますよね。そこは燃えるごみだから、そこに看板をつけても意味はなくて、やはり、当然持ち去るということは、それぞれの地域で場所が違うと思います。あそこに不燃物と資源ごみ、入れないと思いますよ、燃えるところには。だから、その辺のところをちゃんとやって、その場所に看板を設置しないと意味がないということを行っているんですよ。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 竜王、敷島、双葉の地区ごとに、それぞれ収集形態が若干異なっておりまして、普通の収集小屋で不燃物を集めるという場所もございます。議員さんが申されましたとおり、そのような趣旨で、特に粗大ごみの不燃物を中心に、ポイント的に掲示をしてみたいと思っております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第4款衛生費、第2項環境衛生費及び第3項清掃費の環境課関係の審査を終了いたします。

以上で一般会計補正予算（第2号）の審査を終了いたします。

これより議案第49号 平成25年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）について、順次討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 平成25年度甲斐市一般会計補正予算の反対討論を行いたいと思います。

さきの6月議会で公務員の給与の引き下げ、減額が本市におきまして4.3%の削減をする条例が通りました。今回のこの補正予算は、この条例の、いわば予算化ということでありまして、これによって住民の生活を支えている職員の生計費を削り、さらに地域経済の疲弊に追い打ちをかける、こういう減額の予算化と。これについては同意できかねます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより本案について採決をいたします。

本案は起立により採決したいと思います。

本案に賛成の方はご起立をお願いします。

[賛成者起立]

○委員長（三浦進吾君） 起立多数。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

ここで暫時休憩し、職員を入れかえを行います。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時13分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第50号 平成25年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

安藤保険課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 議案第50号 平成25年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

まず歳入ですが、補正予算説明書42ページをお願いいたします。

9款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金、減額の427万2,000円につきましては、人件費の減額に伴う一般会計からの繰入金の減額であります。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の補正につきましては、職員の配置異動、給与削減などに係る減額であります。

2節給料274万1,000円の減額、3節職員手当等73万1,000円の減額、4節共済費80万円の減額であります。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の審査を終了いたします。

これより議案第50号 平成25年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、順次討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

次に、議案第51号 平成25年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

安藤保険課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 続きますので、議案第51号 平成25年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

まず、歳入につきまして、補正予算説明書56ページをお願いいたします。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金189万円の増額につきましては、人件費の増額に伴う職員給与費等繰入金の増額であります。

次に、歳出につきましては、次のページ、58ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の補正につきましては、職員の配置異動などにかかわる増額であります。2節給料88万4,000円、3節職員手当等75万円、4節共済費

25万6,000円の増額であります。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の審査を終了いたします。

これより議案第51号 平成25年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、順次討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員長報告につきましてはご一任をお願いいたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時20分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第52号 平成25年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

三澤長寿推進課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） それでは、長寿推進課からご説明させていただきます。

まず、議案のほうの52号になりまして、平成25年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

議案の30ページ、31ページをお開きください。

今回の補正につきましては、総務費、地域支援事業費及び諸支出金2,031万9,000円の増額をお願いし、補正後の予算額は36億4,838万1,000円とするものでございます。

補正予算説明書の74ページをお開きください。

先に歳出のほうの説明をさせていただきます。

第1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、総務管理費関係職員費351万2,000円の減額につきましては、長寿推進課、介護保険係職員5人分の人事異動と7月からの給与削減による補正でございます。2の給料が191万5,000円、3の職員手当等が99万9,000円、4の共済費が59万8,000円の減額補正でございます。

次に、4項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、介護認定審査会関係職員費22万円の減額につきましては、介護認定審査会職員2人分の7月からの給与削減による補正でございます。2の給料が17万4,000円、4の共済費が4万6,000円の減額補正でございます。

次に、第3款地域支援事業費をご説明させていただきます。

2項包括的支援等事業費、1目包括支援等事業費、包括的支援事業嘱託臨時職員費182万円の増額につきましては、職員1人の産休育児休暇に伴う代替の臨時職員1人分の8月から来年3月までの人件費でございます。4の共済費が20万円、7の賃金が162万円の増額補正でございます。

任意事業関係職員費6万9,000円の増額につきましては、長寿あんしん係1人の人事異動と7月からの給与削減による補正でございます。

続きまして、第6款諸支出金を説明させていただきます。

1項償還金及び還付加算金、第3目国庫支出金等償還金1,028万7,000円の増額につきましては、平成24年度の介護給付費等の確定精算に伴う返還金でございます。

次に、2項繰出金、1目一般会計繰出金につきましては、平成24年度市からの繰入金を精算するもので、市への繰出金は1,187万5,000円となります。

以上、歳出の総額は2,031万9,000円の増額でございます。

続きまして、歳入のご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の70、71ページをごらんください。

第1款保険料、第1項保険料、1目1号被保険者保険料、現年度分普通徴収保険料39万7,000円の増額につきましては、地域支援事業費の臨時職員等人件費188万9,000円の増に伴う定率の21%分の補正でございます。

次に、4款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援包括的支援等事業交付金、現年度分地域支援包括的支援等事業交付金74万6,000円の増額につきましては、地域支援事業費の増に伴う、先ほどの定率の39.5%分の補正でございます。

次に、第6款県支出金、2項県補助金、2目地域支援包括的支援等事業交付金、現年度分地域支援包括的支援等事業交付金37万3,000円の増額につきましては、地域支援事業費の増に伴う定率の19.75%分の補正でございます。

次に、第8款繰入金、1項一般会計繰入金、3目地域支援包括的支援等事業繰入金、現年度分地域支援包括的支援等事業繰入金37万3,000円の増額につきましては、地域支援事業費の増に伴う定率の19.75%分の補正でございます。

補正予算説明書の72ページ、73ページをごらんください。

次に、第8款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金、職員給与費等繰入金351万2,000円の減額につきましては、総務管理関係職員費の人員費の減額による補正でございます。事務費等繰入金22万円の減額につきましては、介護認定審査会関係職員費の人員費の減額による補正でございます。

次に、第9款繰越金、第1項繰越金、1目繰越金2,216万2,000円の増額につきましては、国庫支出金等償還金及び一般会計繰出金の増額による補正でございます。

以上、歳入の補正総額は2,031万9,000円の増額でございます。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で介護保険特別会計補正予算（第1号）の審査を終了いたします。

これより議案第52号 平成25年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、
順次討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

次に、議案第53号 平成25年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第1号）を議題と
いたします。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） それでは、議案第53号 平成25年度甲斐市介護サービス特別
会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

議案の34ページ、35ページをごらんください。

今回の補正は総務費、諸支出金132万1,000円の増額をお願いし、補正後の予算額は1,849
万4,000円とするものでございます。

補正予算書の90ページ、91ページのほうをごらんください。

先に歳出のほうの説明をさせていただきます。

第1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、総務管理関係職員費3万4,000円の減

額につきましては、長寿推進課介護予防推進係職員1人分の7月からの給与減額による補正でございます。2給料が3万円、4の共済費が4,000円の減額補正でございます。

次に、第3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金につきましては平成24年度市からの繰入金を精算するもので、市への繰出金は135万5,000円となります。

以上、歳出総額は132万1,000円の増額でございます。

次に、歳入のほうのご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の88ページ、89ページをお開きください。

第1款サービス収入、1項予防給付費収入、1目予防給付費収入、居宅支援サービス計画費収入3万4,000円の減額につきましては、総務管理関係職員費の減額による補正でございます。

次に、第3款繰出金、1項繰越金、1目繰越金135万5,000円の増額につきましては、一般会計繰出金の増額による補正でございます。

以上、歳入の補正総額は132万1,000円の増額となります。

ご審議のほうよろしく願います。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対するの質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、介護サービス特別会計補正予算（第1号）の審査を終了いたします。

これより議案第53号 平成25年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第1号）について、順次討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより本案について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

ここで暫時休憩し、職員が退席いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、前回より継続審査になっております請願第25-1号 浜岡原子力発電所の廃炉を求める請願書を議題といたします。

なお、本件につきましては平成25年3月定例会において付託され、その際、紹介議員から説明を聞き、3月と6月の二度審査を行っております。そのため、説明及び質疑は省略し、再度各委員の意見をお聞かせ願いたいと思います。よろしいですか。

それでは、順次お願いしたいと思います。

小澤副委員長よりご意見をお願いいたします。

小澤副委員長。

○委員（小澤重則君） 前回も申しましたが、何の現状も変わっておりませんので、継続審査でお願いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 続きまして長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 私も小澤副委員長同様、前回から特に何も変わっておりませんので、このまま継続でお願いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 続きまして、山本委員。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 僕も、小澤委員と同じ意見でございまして、この前、継続という意見を言わせてもらいました。当然、将来的には廃炉はいいかなと思うわけでございますけ

れども、実際、今、浜岡原発も18メートルの防波堤ですか、をつくれば、またそれが22メートルにかさ上げされたということで、新聞報道なんかによりますと、また2015年には3号機、4号機、5号機の再稼働を申請するような何か動きも出ているようでございます。

非常に難しい話でございますが、非常に廃炉には年数がかかる、また金もかかるわけでございます。全体の54基あるわけですから、ほかにも廃炉の該当するところもあると思います。そういう全体のもっと流れを見たほうがいいかなと思うわけでございまして、とりあえず浜岡原発につきましても、継続でお願いしたいと思っております。

○委員長（三浦進吾君） 続きまして、樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） ご存じのように、この浜岡原発は東海地震の震源域の真ん中にあると。非常に危険な原発でありまして、しかも福島原発は今、汚染水で大騒ぎという状況の中で、山梨県に一番やはり近い浜岡原発、これに事故が起きたときには山梨県の県民に対する影響、また環境に対する影響、はかり知れないものがあると。

特に福島原発と比較しますと、約1.5倍くらいの出力を持つ巨大な、やはり日本一大きい原発であります。こういう原発が存在するという事自体、私は認めるわけにいかないの、直ちにこの廃炉を求める請願を採択して、関係当局に意見書を提出するというふうにしていただきたいということで、賛成であります。

○委員長（三浦進吾君） 続きまして、保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 継続審査でお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 続きまして、池神委員。

○委員（池神哲子君） もう随分継続を続けてきて、慎重に私たちは考えて審査もしてきました。この間は弁護士さんをお呼びして学習会もして、みんなで、ああ、もうやるべきだというような話もあったわけです。私たちに一番近い原発です。やはり、当然廃炉を求めるというのは、市民の皆さんの声もだんだん多くなっています。私たち議会としても、ちゃんとした意思表示をしていかなければ、継続継続で、本当に恥ずかしいなと思うんですけども、4年以内に70%の大きな地震が来るなんていうふうな有識者の発言もあつたりします。そのときに、もしものことがあつたらどうするのかということを考えても、当然、請願は出すべきです。

○委員長（三浦進吾君） 池神委員で、全員の委員さんの意見を拝聴しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前 11時42分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

請願第25-1号 浜岡原子力発電所の廃炉を求める請願書について採決を行います。

本請願について継続審査の意見が多数ありますので、初めに継続審査の採決を行います。

本請願は起立により採決をいたします。

本請願について、継続審査とすることに賛成の方のご起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（三浦進吾君） ありがとうございます。

起立多数です。

よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任をお願いします。

次に、次第の4のその他に入ります。

委員よりその他がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、次に事務局でございましたら。

石原書記。

○書記（石原大助君） お手元に資料を配付してございますけれども、厚生環境常任委員会と

甲斐市民生委員児童委員協議会との意見交換会の開催について通知をお配りしております。

日時につきましては10月17日木曜日午前10時30分から、こちらの会場で行う予定でございます。

内容につきましては、高齢化社会への対応ということで、主に長寿会やいきいきサロンなどの高齢者の活動に対する課題、問題点など、民生委員、児童委員が日ごろ感じていることを発言していただき、その発言をもとに意見交換会を行う予定でございます。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして厚生環境常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前 11時44分